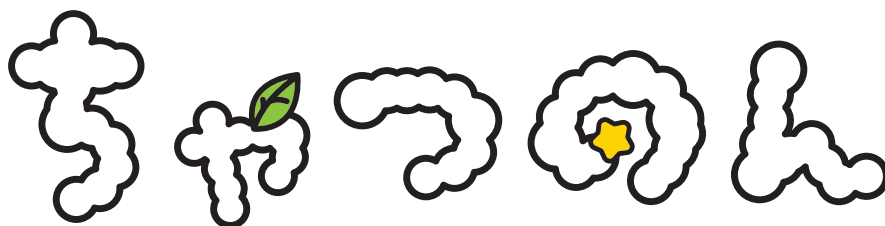


# 津野町マスコットキャラクター



## ★ デザインガイドライン ★

令和8年1月作成



津野町マスコットキャラクター

ちやつのん

©津野町

「ちやつのん」は、津野町のマスコットキャラクターです。

この「デザインガイドライン」は、「津野町マスコットキャラクター「ちやつのん」使用規程」に基づき、

(以下「使用規程」という。)イラストの使用手続、基本的なルールを示しています。

詳しくは、「津野町マスコットキャラクター「ちやつのん」使用規程」をご確認ください。



# キャラクタープロフィール



# ちやつのん

大好きな津野茶が生えています。

つぶらな瞳には2つの星がキラリ。

夏はこんがり日焼けして、ほうじ茶大福のような姿になることも…?



こんがりのん♪

雲海で出来たふわふわの服がお気に入りです。

ビーズと流れ星のしっぽの3色は  
黄:太陽の恵み  
青:四万十川  
ピンク:アケボノツツジ(町花)  
を表現しています。

## PROFILE

「ちやつのん」は、四国カルストの夜空から生まれた雲海の赤ちゃん。

明るく素直でがんばりやさんな性格で、好奇心いっぱいです。

津野町のさまざまなものに興味を持ち、町の魅力を広げようと日々がんばっています。

好きなものは、津野町のみんなと天狗高原のソフトクリーム。

特技は、頭に生えた津野町の名産・津野茶の茶葉で美味しいお茶を振る舞うこと。

新茶の季節には茶畑に姿を現し、茶摘みのお手伝いをすることもあります。



# キャラクターストーリー



1

「ちやつのん」は、  
四国カルストの夜空から生まれた  
雲海の赤ちゃんです。  
いつも、雲の下の町「津野町」のことを  
夢に見ていました。

2

ある日、茶畑に降りて  
津野茶をひとくち飲んでみると  
その奥深い味わいにうっとり！  
夢中になって飲むうちに、  
頭から茶葉が生えていました。



3

すっかり津野町が大好きになった  
ちやつのんは、夜空ママに  
津野町で暮らしたいと伝えます。  
夜空ママは、ちやつのんに、  
津野町の素敵なものと雲海で作った  
とっておきの服を着せてくれました。

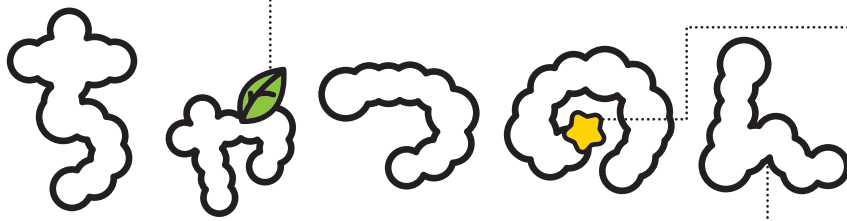
4

町の人々はあたたかく  
ちやつのんを迎えてくれました。  
星のように明るい津野町で  
ちやつのんはこれから  
元気に成長していきます！





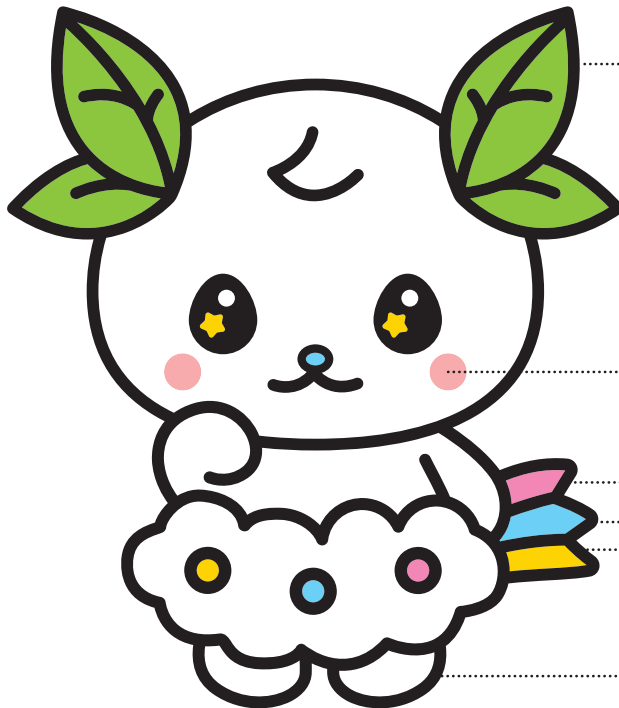
# 色指定について



 PANTONE 375 C  
C 50% Y 100%

 PANTONE 109 C  
M 15% Y 100%

 PANTONE Black C  
K 100%



 PANTONE 375 C  
C 50% Y 100%

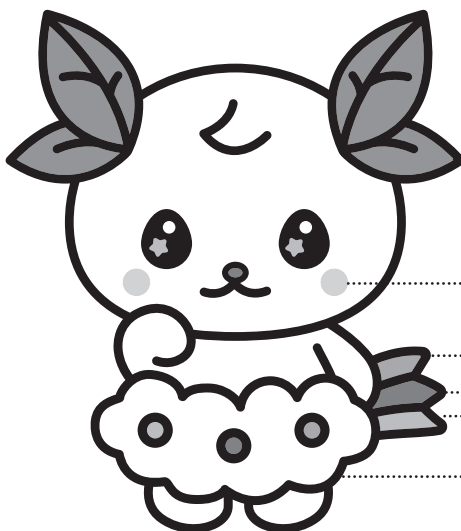
 PANTONE 707 C  
M 40% Y 20%

 PANTONE 211 C  
M 60%

 PANTONE 306 C  
C 50%

 PANTONE 109 C  
M 15% Y 100%

 PANTONE Black C  
K 100%



 K 50%

 K 40%

 K 20%

 K 60%

 K 30%

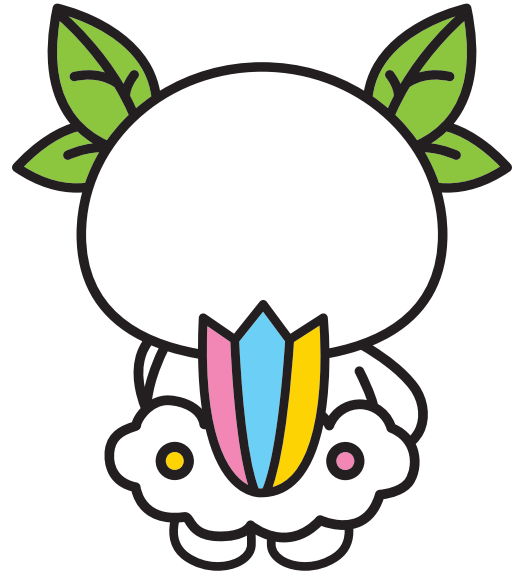
 K 100%



# キャラクターポーズ集(基本ポーズ)



正面



背面



右面



左面

※ちやつのんは左右非対称なので、反転の使用はできません。

※拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能ですが、縦横の比率の変更はできません。



通常



手をあげる（ここ注目！）



あわてる



ぺこり

※ちやつのんは左右非対称なので、反転の使用はできません。

※拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能ですが、縦横の比率の変更はできません。

★ キャラクターポーズ集(表情パターン) ★



ノーマル



にっこり(喜)



えーん(哀)



怒った(怒)



わくわく(楽)



おやすみ

ちゃつのんの感情に合わせて、前髪と茶葉も動きます。

※ちゃつのんは左右非対称なので、反転の使用はできません。

※拡大・縮小はキャラクターが判別できる範囲で可能ですが、縦横の比率の変更はできません。



## 「ちゃつのん」の使用及びデザイン改変等の主なきまり

「ちゃつのん」のデザインを使用する場合は下記の事項を厳守してください。

### ●「ちゃつのん」を使用する場合は、使用許諾申請書を提出してください。

(使用許諾申請書は津野町公式HPにあります。)

※ただし、下記の場合は申請不要です。

- (1) 町又は町に關係する団体が、町の事業の一環で使用するとき。
- (2) 町又は町教育委員会の後援若しくは共催の承諾を受けた事業で使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が、事業の一環で使用するとき。
- (4) 学校教育法第1条に規定する学校等が教育目的に使用するとき。
- (5) 報道機関が、新聞、テレビ、雑誌等に報道目的で使用するとき。
- (6) 著作権法で認められている個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するとき。

### ●町の品位や「ちゃつのん」のイメージを傷つけるような使用はしないでください。

【例】危害を加える、飲酒、他人を不快にさせる態度・行為など

### ●使用する方は、「ちゃつのん」が津野町の著作物であることを示してください。

「©津野町ちゃつのん」または「©TSUNO TOWN CHATSUNON」の標記をつけて、商品等には「©津野町ちゃつのん(#許諾番号)」の標記をつけてください。  
ただし、町の同意を得た場合は、省略して構いません。

### ●使用する方は、「ちゃつのん」のデザイン等を改変して使用する場合、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 改変前に、あらかじめ町と協議を行ってください。
- (2) 町が求めた場合、改変した「ちゃつのん」のデザイン等の画像データを町に提出してください。
- (3) 改変した「ちゃつのん」のデザイン等を第三者に使用させようとするときは、町の同意が必要です。
- (4) 改変したデザインであっても、改変デザインの著作権及び商標権は町に帰属します。
- (5) 「ちゃつのん」の使用申請が不要な場合でも改変する場合は町との協議及び許可が必要です。
- (6) 「ちゃつのん」に喋らせたり、看板を持たせたりする場合は特定の商品、又は事業所等の名称を用いることはできません。

そのほか、ルールをしっかり守ってね。





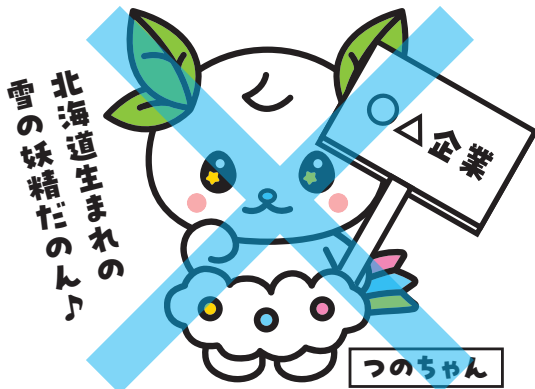
使用不可の例



縦横の比率を変える



色を変える



特定の個人・法人・商品などをPRするような看板・紛らわしいふきだしをつける



表情を変える



服装を変える



ちやつのんが複数体存在するように見せる

★ Q1 今後イラスト等の使用料が必要になる可能性がありますか

A

使用規程、第5条のとおり、イラスト等の使用料は無償ですが、今後規程が変更される可能性はあります。

★ Q2

「ちゃつものん」のイラストを個人が利用する場合でも使用許諾申請が必要ですか。また、個人のHPやSNSに掲載できますか。

A

次に例示するような場合は申請の必要はありません。

(1) 個人のLINEやフェイスブック等のSNSで、

「ちゃつものん」のイラスト又は写真を使用する場合。

(2) 個人や家庭内で楽しむことを目的に自分で作った「ちゃつものん」のグッズ等を自分のブログなどに掲載する場合。販売してはいけません。

(例) ランニング仲間で揃いの「ちゃつものん」Tシャツを作成して着て練習や大会に出ること。  
ただし、作成したTシャツの販売やデザインを改変する場合は申請が必要です。

上記のいずれの場合でも・・・

※デザインを改変することはできません。

※「ちゃつものん」に特定の団体や商品をPRするふき出しや看板などを持たせることはできません。

※個人で楽しむ場合も「©津野町ちゃつものん」又は「©TSUNO TOWN CHATSUNON」著作権の表記は行ってください。

★ Q3

「ちゃつものん」のグッズを制作して販売することはできますか。

A

津野町に住所を有する個人又は法人の方であれば許諾申請を行い、使用が許諾された場合は可能です。ただし、次の事項を守ってください。

※町外の個人又は法人の場合であっても町の施策として販売を許可する場合があります。

●制作したグッズ等は社会通念上相当と認められる価格で販売するなど、津野町及び「ちゃつものん」のイメージを損なわないようにしてください。

●「株式会社〇〇×ちゃつものん」など個別企業の宣伝・広告につながるデザインは許諾できませんのでご注意ください。

●利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解をあたえないようにしてください。

Q4

「ちゃつのに」の歌・漫画・アニメーションを作成することは可能ですか。

A

歌・漫画・アニメーションなど、様々な設定等が生じる可能性があるものは津野町の政策に活用する以外は認めません。

Q5

企業の会議資料に「ちゃつのに」のイラスト又は写真を使用することはできますか。

A

企業内で、その企業の社員の方だけが見られる資料については、使用許諾申請は不要ですがイラストは改変せずに使用してください。また、著作権者の表示をお願いします。  
※個別企業の宣伝・広告や商品の推奨など特定情報に係る使い方はできません。

Q6

企業、団体の名刺に「ちゃつのに」のイラストを使用できますか。

A

許諾申請を行い、使用が許諾された場合は可能です。  
ただし、企業等の宣伝・広告や商品の推奨などにつながるデザインの場合は許可できませんのでご注意ください。

Q7

使用する際の「ちゃつのに」イラストデータはどこから入手できますか。

A

ホームページよりダウンロードしてください。  
JPEGなどのデータが必要な場合はお問い合わせください。

Q8

使用期間が過ぎても「ちゃつのに」グッズの在庫が残っている場合は継続して販売していいですか。

A

再度、町の許諾を受けて販売してください。

ご不明な場合はお気軽にお問い合わせください。

## 申請までの流れ

### ①使用申請

使用許諾申請書(別記第1号様式)に必要事項を記入し、

- 企画書等(レイアウト、設計図等の「ちゃつのん」の使用方法がわかるもの)
  - 申請者の概要がわかる資料(会社パンフレット等)
- を添付のうえ、下記の申請先へ提出してください。

#### 申請書入手方法

下記の申請窓口で受け取り、又はURL・  
二次元コードよりダウンロードしてください。



[https://town.kochi-tsuno.lg.jp/section/post\\_10940](https://town.kochi-tsuno.lg.jp/section/post_10940)





### ②提出方法


申請書等を下記メールアドレスへ送信、又は直接申請先窓口へ提出してください。

[お問い合わせ先・申請窓口]

津野町役場 星のまち魅力創造課

 〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野225番地1

 MAIL [star@town.kochi-tsuno.lg.jp](mailto:star@town.kochi-tsuno.lg.jp)

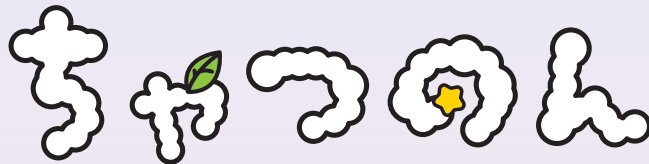
 TEL 0889-55-2312

 FAX 0889-55-2022





津野町マスコットキャラクター



★ デザインガイドライン ★



津野町

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野225番地1

TEL:0889-55-2312 FAX:0889-55-2022